2　使用者（法第五十七条第五項に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査を受ける者を除く。）は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の三による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3　［略］

（身分を示す証明書）

第十条　法第五十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の五によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（別記）

様式第1（第2条の10の2関係）

合併（分割）認可申請書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

名　　称
代表者の氏名　　印（注1）
名　　称
代表者の氏名　　印（注1）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の4第1項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

合併又は分割する法人（注1）	名　　称	
	代表者の氏名	
	住　　所	
	事務上の連絡先	名　　称
		所　在　地　　郵便番号（　　） 都道府県
		電話番号（　　）
		所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）

2　使用者（法第五十七条第五項に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査を受ける者を除く。）は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3　［同上］

（身分を示す証明書）

第十条　法第五十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（別記）

［様式を加える。］